



早いもので、今年もあとわずかとなりました。みなさま、今年はどうな1年でしたでしょうか？私は、取り立てて変化もなく、いつも通りの1年だった感じがします。今年の年末年始は、12/28(土)～1/5(日)まで、冬期休業とさせていただきます。休暇中はお不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。あたたかくされて、よい年をお迎えください。



## 1. 高年齢雇用継続給付



### ●高年齢雇用継続給付、支給率ダウン！

～最大15%→10%へ、低下率も変更～

→**5年以上**雇用保険に入っている従業員さんで、60歳になる前等の給料と比べて**75%未満**に下がった時にハローワークから給付される高年齢雇用継続給付の支給率が、来年の4月から**下がる**ことになりました。

#### 【高年齢雇用継続給付】

(これまで)

<賃金の低下率>	<支給率>
<b>61%以下</b>	各月の賃金額の <b>15%</b>
<b>61%超 75%未満</b>	各月の賃金額の <b>15%～0%超</b>
<b>75%以上</b>	不支給



(今後：R7.4.1～)

<賃金の低下率>	<支給率>
<b>64%以下</b>	各月の賃金額の <b>10%</b>
<b>64%超 75%未満</b>	各月の賃金額の <b>10%～0%超</b>
<b>75%以上</b>	不支給

※**R7.4.1以降**に60歳に達した(被保険者期間が5年になった)方が対象。

→これまでよりも受給できる**金額が少**くなります。今後もさらに**縮小**され、最終的には制度の**廃止**も見越されています。

## 2. 労働基準法

### ●労働基準法制、見直しに向けて議論開始！

～新しい時代の働き方とは？～

→労働基準法制の見直しに向けて、議論が開始されています。4つの柱について議論がされていますが、今日は‘労働時間法制の具体的課題’について詳しく見てみましょう。

#### 【労働時間法制の具体的課題】おもなもの

- ・**企業による労働時間の情報開示**  
勤務環境改善の観点から、時間外・休日労働の実態について企業自ら**外部へ**正確な情報を**開示**することが望ましい
- ・**週44時間の特例措置**  
8割の事業場が使用していないことから、**撤廃**に向けた検討に取り組むべき
- ・**休日**  
労災の認定基準である2週間以上の連続勤務を防ぐ観点から、「**13日を超える連続勤務をさせてはならない**」規定を設けること。あらかじめ法定休日を**特定**すべき。
- ・**年次有給休暇**  
5日の時季指定について、残労働日の少ない**育休復帰者**や**退職者**については取り扱いの改善要。有給取得時の賃金は、**所定労働時間働いた場合の通常の賃金**とすべき。
- ・**兼業・副業の場合の割増賃金**  
労働時間は通算するが、**割増賃金は通算要しない**へ改正要

## 今月のピックアップ



### ●ストレスチェック、50人未満の事業場も義務化？～検討中～

現状、50人以上の事業場で義務とされているストレスチェックが、**50人未満**の事業場へも**義務化**される見込みです。労働基準監督署への報告は、義務化されない見込みです。

### ●協会けんぽを装った不審なメール～協会けんぽからメールは来ません！～

国民健康保険料29,000円の支払いを迫るメールが、協会けんぽから届いたという問い合わせが多数あるそうです。協会けんぽから**支払督促のメール**は届きませんのでご注意ください。

### □お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

